

守を置きて治するを云ひ、「邊郡又有長史、掌兵馬、秩皆六百石」と規定し、前後兩漢時西域長史の名は、都護、校尉の名とともに屢々史上に見ゆる所なりとす。關内侯の稱も同書に爵一級より數へて其第十九に此名あり、師古註して「言侯號而居京畿、無國邑」と云ふものにして、其起原は更に秦制に求むべし。十六國時代諸國の西方に據りしものは、皆秦漢の制に倣ひて其官爵を設けしを以て、前涼の人李柏の此官爵を稱するもの、もとより怪しむに足らず。

此書牘が何れの國王に致されたるものなるやは、此文のみを以てしてはもとより之を知る可からず。されど幸にして此文書と一束の状態に於て、同所同時に發見せられたる同一類の紙面筆蹟なる文書の斷片ありて、爲に此點に關する一道の光明を附與するを認む（口繪參照）。即ち、

尙書

臣柏言焉耆王龍

月十五日共

と記せる三行の斷片之なり、其柏なる名の存するよりして、また其發見の状態等より、此兩文書の間に関係の存するものなるべきは否む可らざる所なるべし。因て思ふに、此書は李柏より焉耆王に致したるものに外ならざるべし。此推察にして誤なしとすれば、斷片に見ゆる焉耆王龍とは、其時代の關係よりして、必らず其王龍熙を指せるものにして、熙字の欠けたるものと見ざる可らず。即ち晋書焉耆傳によれば、晋武帝太康の時、焉耆王龍安子を遣はして入侍せしめ、安の子會の時に至りては、己は龜茲を討ちて其王となり、子の焉を以て本國焉耆の王となせり。張